

青少年のインターネット利用環境に係る 現状認識について

2026年1月19日

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討WG

「課題と論点の整理」(抄)

<課題>

スマートフォンの普及等に伴い、青少年を取り巻くリスクが非常に多様化してきている中で、青少年インターネット環境整備法が時代にあわなくなっている。

<論点>

- 1 法の目的(第1条)や理念(第3条)について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- 2 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法令整備を行うことについてどのように考えるか。
- 3 リスクの多様化に対して、整備法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進(第3章)、②フィルタリングの推進(第4章)の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を整備法の射程と捉えるべきか。
- 4 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させる、同項各号の例示を定義とする等についてどう考えるか。
- 5 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- 6 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。
- 7 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- 8 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

(◎こども家庭庁、総務省、経済産業省)

①リスクの多様化への対応について（青少年インターネット環境整備法）

<論点>

- 1 法の目的（第1条）や理念（第3条）について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約（児童の権利に関する条約）、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- 2 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法的整備を行うことについてどのように考えるか。
- 3 リスクの多様化に対して、法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進（第3章）、②フィルタリングの推進（第4章）の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を法の射程と捉えるべきか。
- 4 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させること、同項各号の例示を定義とすること等についてどう考えるか。 ※ ③コンテンツ・リスクへの対応について（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）の項目の観点もあり
- 5 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- 6 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。 ※ ②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）の項目の観点もあり
- 7 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- 8 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

（◎こども家庭庁、総務省、経済産業省）

R7年度			R8年度			R9年度		
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・事業者等関係者ヒアリング ・今後の進め方の検討 （法制上の課題を議論するための有識者会議等について）			・有識者会議等において、法制上の課題について検討 （※）諸外国等と調整が必要な場合は、適宜外務省とも連携。			検討結果に応じて、法制上の対応を含め、制度上の必要な措置を実施		

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（概要）

※平成20年法律第79号。平成20年6月18日公布（議員立法）/平成21年4月1日施行/平成30年2月1日改正法施行 所管省庁：こども家庭庁・総務省・経済産業省

目的（第1条）

インターネットにおいて青少年有害情報（青少年の健全な育成を著しく阻害する情報）が多く流通している状況にかんがみ、①青少年がインターネットを適切に活用する能力の習得、②青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会の最小化の措置を講じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資すること

基本理念（第3条）

・青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨とする
・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、①青少年有害情報の閲覧機会を最小化する、②民間主導で行うことを旨とする

基本計画の策定（第8条）

こども政策推進会議は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を定め、その実施を推進する

インターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動の推進（第9条～第12条）

国及び地方公共団体は、

- ・青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育において必要な施策を講ずる（第9条）
- ・家庭における青少年有害情報フィルタリングの利用普及に必要な施策を講ずる（第10条）
- ・フィルタリングによる有害情報の閲覧制限等、インターネットの適切な利用に関する事項について、広報啓発を行う（第11条）

関係者は、インターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供やフィルタリングの利用普及活動その他啓発活動を行うよう努める（第12条）

携帯電話事業者等の義務（第13条～第16条）

青少年確認義務（第13条）

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年（18歳未満の者）かどうかを確認

フィルタリング説明義務（第14条）

青少年（契約締結者が保護者の場合は当該保護者）に対し
①インターネットの利用により青少年有害情報を閲覧するおそれがあること
②フィルタリングの必要性と内容を説明

フィルタリングサービス提供義務（第15条）

契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年の場合、保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き、フィルタリングサービスの利用を条件に通信サービスを提供

フィルタリング有効化措置義務（第16条）

通信回線の契約とセットで販売される携帯電話端末等について、保護者が希望しない場合を除き、販売時にフィルタリングを有効化

インターネット接続役務提供事業者の義務（第17条）

インターネット接続役務提供事業者は、役務の提供を受ける者からの求めに応じてフィルタリングサービスを提供しなければならない

インターネット接続機器製造事業者の義務（第18条）

フィルタリングソフトウェアを組み込む等、フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、機器を販売しなければならない

OS開発事業者の努力義務（第19条）

携帯電話事業者等によるフィルタリング有効化措置や、端末製造業者によるフィルタリング利用容易化措置等が円滑に講ぜられるようにOSの開発を行うよう努めなければならない

フィルタリングソフトウェア開発事業者の努力義務（第20条）

ソフトウェア開発等の際、①閲覧制限をかける際にきめ細かく設定できるようにすること②閲覧制限を行う必要がない情報については制限されることができ、ただ少くなくすることに配慮して開発等をするよう努めなければならない

特定サーバー管理者※の努力義務（第21条～第23条）

特定サーバーの管理者は、①青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき、②自ら青少年有害情報の発信を行おうとするとき には、青少年有害情報について、青少年の閲覧を防止する措置をとるよう努めなければならない
※インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー。SNSや掲示板を含む。

また、青少年有害情報に関する国民から連絡受付体制の整備や、青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存を実施するよう努めなければならない

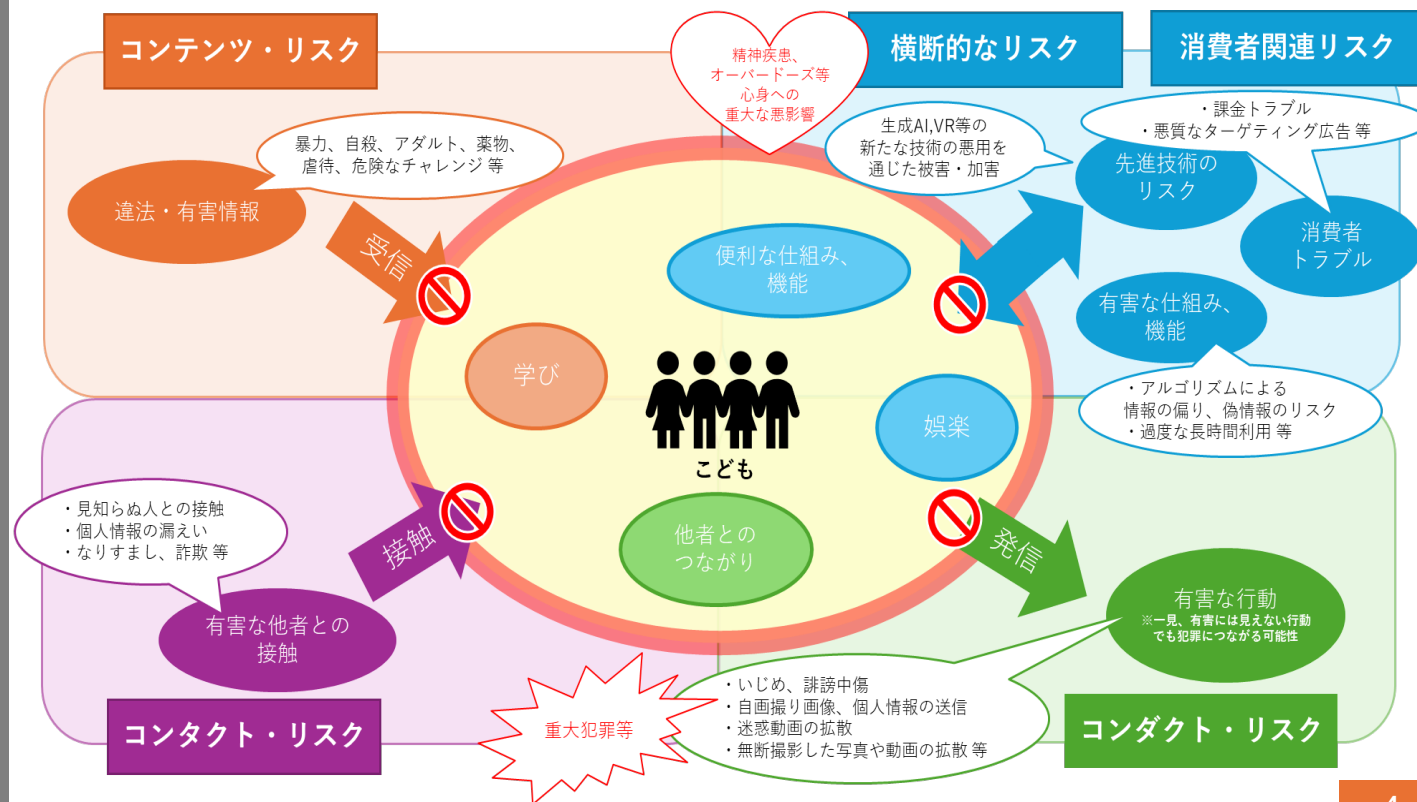
こどものインターネット利用環境にかかるあるべき社会の姿

- すでにデジタルネイティブ世代である子ども達にとって、今後もインターネットの利活用が生活の基盤となることは不可避であり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、早急にインターネットの環境の整備を考える必要がある。
- 一方、SNSや動画配信サービス、オンラインゲーム、ライブ配信、アプリストア等の様々なプラットフォーム事業者が台頭し、スマホの普及やGIGA端末の支給等を背景に、子ども達が主体的にインターネットを利活用する社会となったことで、**子ども達を取り巻くリスクはより多様化・複雑化**している。
- このため、**年齢や発達にふさわしいコンテンツやサービスが提供されると同時に、子ども達が有害な情報や機能等から守られ、意図せず重大犯罪や心身への悪影響等につながるような有害な行動に関与しないよう、安全安心にインターネットを活用できる社会の実現**が求められる。

OECDによるインターネット上の青少年に対するリスク類型（2021改訂版）

- ① **コンテンツ・リスク**：1対多のインターネット環境の中で、子どもが受動的に受け取る又はさらされるコンテンツにまつわるリスク
- ② **コンダクト・リスク**：子どもが他の子どもに生じさせるリスク
- ③ **コンタクト・リスク**：子どもがデジタル環境に関わる際のリスク（性的人身売買、チャイルド・グルーミングも含む。）
- ④ **消費者関連リスク**：消費者としてのリスク（個人情報に基づきターゲットされることによるリスク）
- ⑤ **横断的なリスク**：プライバシー・リスク（個人間（保護者、友人）、機関（病院・学校等）、商業（データ追跡の商業利用））、先進技術のリスク（例：AI、IoT、予測分析、生体認証）、健康や幸福のリスク

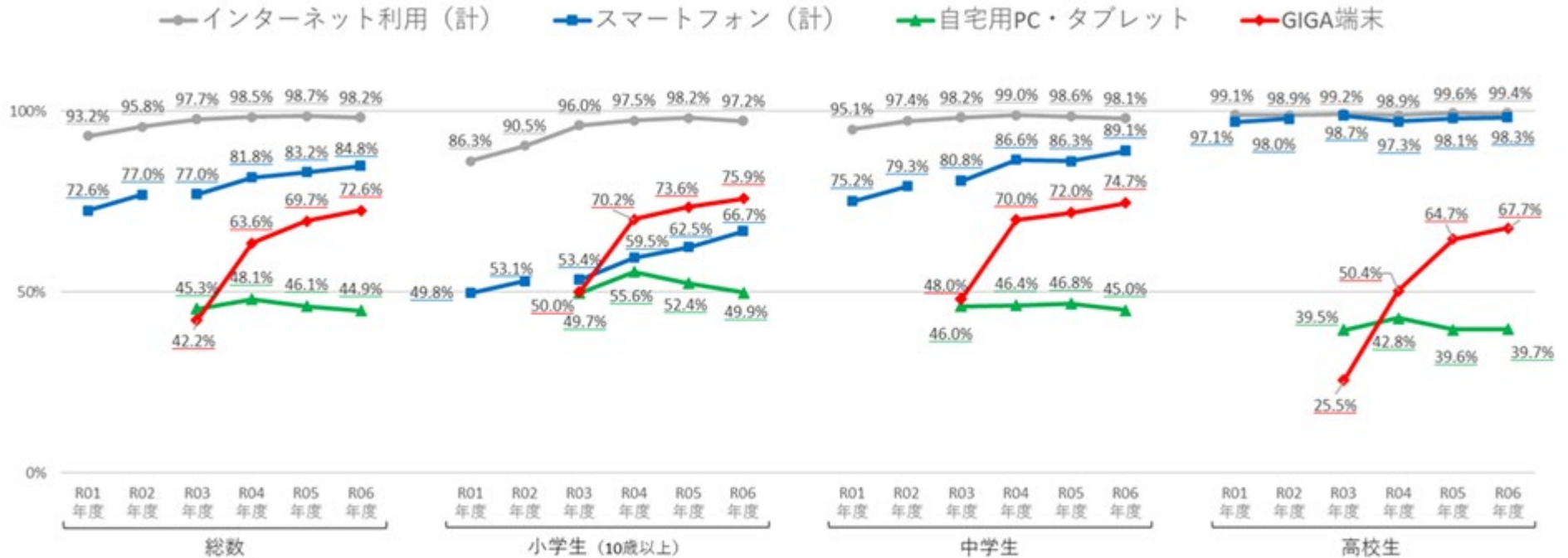
※「第16回青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」（※令和3年11月11日）における総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室資料より抜粋。「課題と論点の整理」においても上記改訂リスク類型に沿って議論。



こどものインターネット利用状況について①

- 近年、こどもを取り巻くインターネットの利用状況が変化。
- 特にGIGA端末の普及等に伴い、令和6年度では、小学生（10歳以上）の約97%がインターネットを利用している状況。

青少年の機器ごとのインターネット利用状況（令和元年度から令和6年度）



(注1) 回答した青少年全員をベースに集計。回答数は以下のとおり。(下記の小学生は、10歳以上)

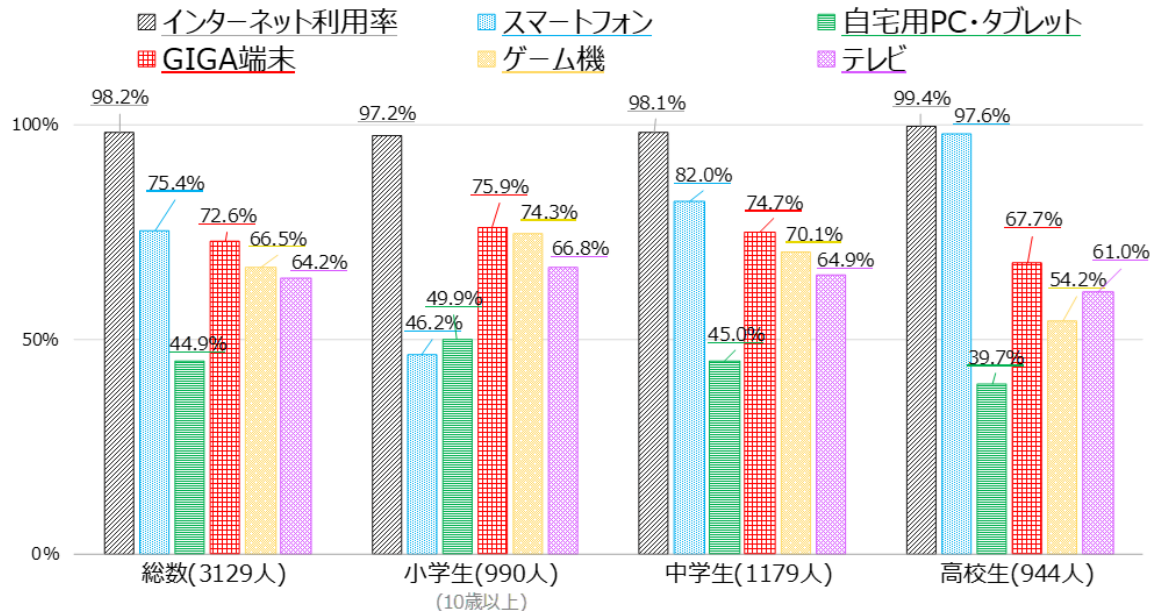
令和6年度：総数(3129人)	小学生(990人)	中学生(1179人)	高校生(944人)	令和5年度：総数(3279人)	小学生(953人)	中学生(1259人)	高校生(1048人)
令和4年度：総数(3230人)	小学生(975人)	中学生(1223人)	高校生(1019人)	令和3年度：総数(3395人)	小学生(1101人)	中学生(1318人)	高校生(967人)
令和2年度：総数(3605人)	小学生(1100人)	中学生(1407人)	高校生(1083人)	令和元年度：総数(3194人)	小学生(1081人)	中学生(1241人)	高校生(868人)

※ (人) の数字は回答者数を示す。(青少年 Q1-1、Q1-2)

こどものインターネット利用状況について②

- インターネットの利用率は、小学生（10歳以上）ではGIGA端末が高いが、中高生以上になると、スマートフォンが中心となっている。
- 携帯電話事業者のフィルタリング提供義務にかからない「契約していないスマートフォン」を活用している場合も一定数（約15%）存在。

インターネット利用率（機器・学校種別）



〇インターネットを利用している機器（3129人）

スマートフォン	75.4 %
契約していないスマートフォン	15.2 %
携帯電話	6.3 %
自宅用のパソコンやタブレット等	44.9 %
学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等(GIGA端末)	72.6 %
ゲーム機	66.5 %
テレビ (地上波、BS等は含まない)	64.2 %

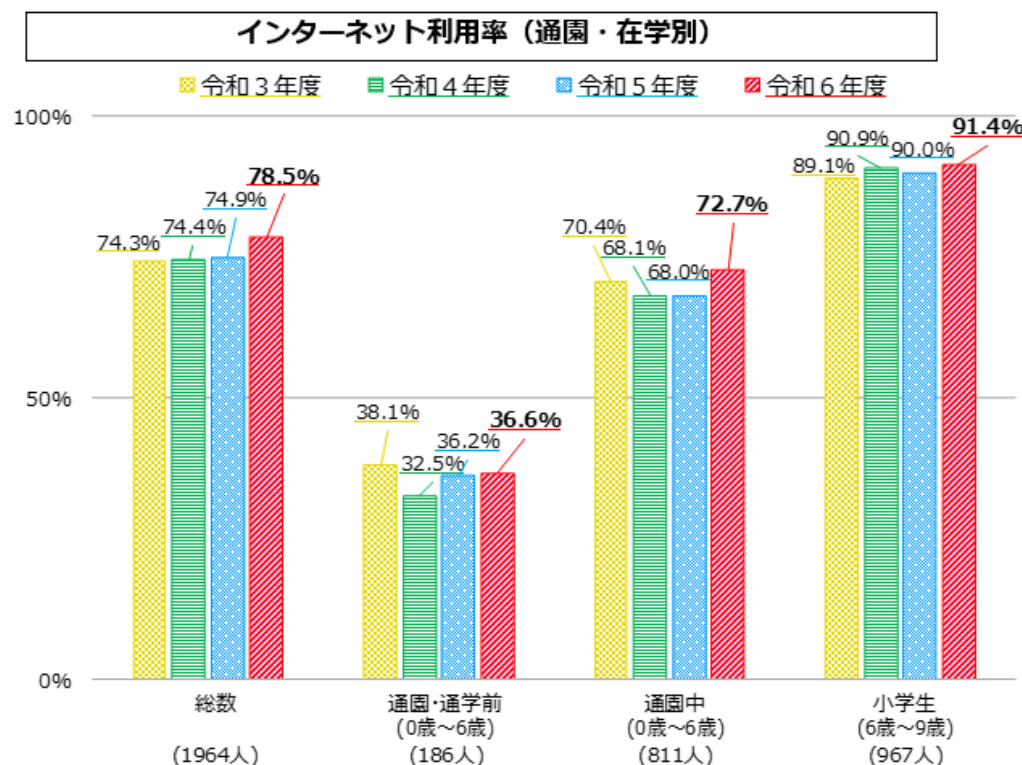
(注1) 「インターネット利用率」及び「インターネットを利用している機器」は、回答した青少年全員をベースに集計。

(注2) 令和3年度調査から「インターネットを利用している機器」を変更。令和2年度までは、次の15機器。「スマートフォン、格安スマートフォン、子供向けスマートフォン、契約切れスマートフォン、携帯電話、子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ」（令和3年度からテレビの例を一部変更修正）

※（人）の数字は回答者数を示す。（青少年 Q1-1、Q1-2）

こどものインターネット利用状況について③

- 10歳未満についてみると、0～6歳未満で通園しているこどもの約70%、6～9歳の小学生の約90%がインターネットを活用している。
- インターネットに接続する機器は、テレビが多いが、タブレットやゲーム機が中心。10歳未満の低年齢層であっても、約20%が「契約していないスマートフォン」を活用。



○インターネットを利用している機器（1964人）

スマートフォン	25.6%
契約していないスマートフォン	20.5%
携帯電話	4.3%
自宅用のパソコンやタブレット等	40.7%
学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等(GIGA端末)	(29.6%)
■ 調査対象は小学生のみ (967人)	■ 59.8%
ゲーム機	35.8%
テレビ（地上波、BS等は含まない）	57.1%

(注1) 「低年齢層の子供のインターネット利用率」及び「インターネットを利用している機器」は、回答した低年齢層の子供の保護者全員をベースに集計。

(注2) 「令和5年度」の回答数は以下のとおり。総数(2160人) 通園・通学前(0歳～6歳)(235人) 通園中(0歳～6歳)(909人) 小学生(6歳～9歳)(1016人)
 「令和4年度」の回答数は以下のとおり。総数(2088人) 通園・通学前(0歳～6歳)(231人) 通園中(0歳～6歳)(916人) 小学生(6歳～9歳)(941人)
 「令和3年度」の回答数は以下のとおり。総数(2294人) 通園・通学前(0歳～6歳)(291人) 通園中(0歳～6歳)(1013人) 小学生(6歳～9歳)(987人)

※(人)の数字は回答者数を示す。(低年齢層の子供の保護者 Q1-1、Q1-2)

こどものインターネット利用状況について④

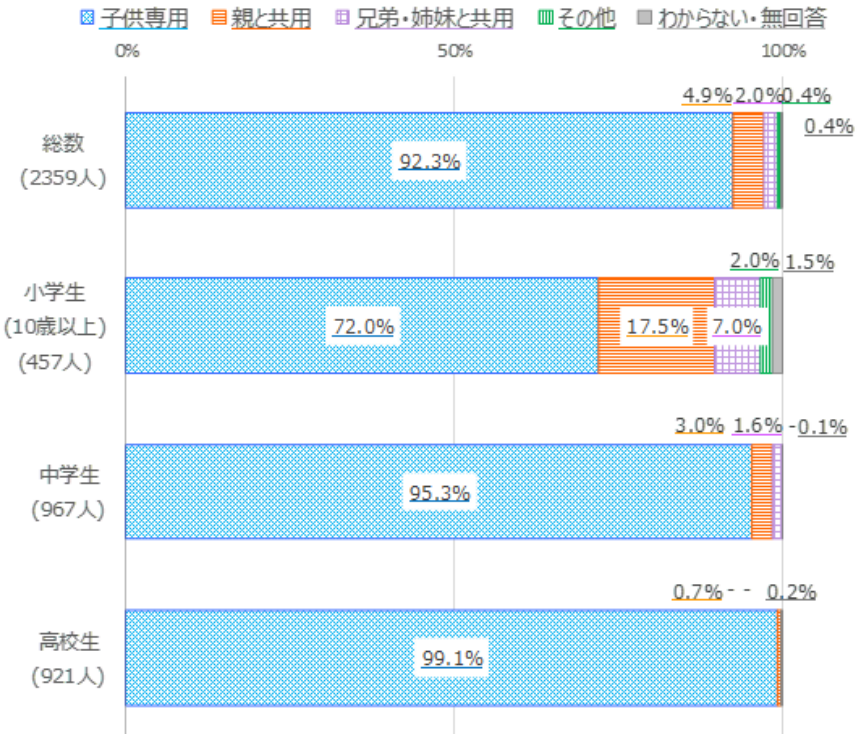
- 各機器については、「自宅用のパソコンやタブレット」を除き、半数以上の場合において、「子供専用」となっている状況。
- スマートフォンについては、小学生（10歳以上）であっても約70%は「子供専用」となっている。

○青少年の各機器の専用・共用（令和6年度）

	子供専用	親と共用	兄弟・姉妹と共用	その他	わからない・無回答
スマートフォン (2359人)	92.3%	4.9%	2.0%	0.4%	0.4%
契約していないスマートフォン (476人)	54.6%	25.2%	15.8%	1.9%	2.5%
携帯電話 (196人)	76.5%	3.6%	14.3%	1.0%	4.6%
自宅用のパソコンやタブレット等 (1406人)	37.6%	48.6%	9.6%	2.5%	1.8%
ゲーム機 (2082人)	51.2%	16.0%	30.4%	1.8%	0.5%
テレビ（地上波、BS等は含まない） (2010人)	5.3%	77.5%	6.7%	9.0%	1.5%

（注）インターネットを利用すると回答した青少年をベースに集計。

青少年の機器の専用率
（学校種別・スマートフォン/令和6年度）

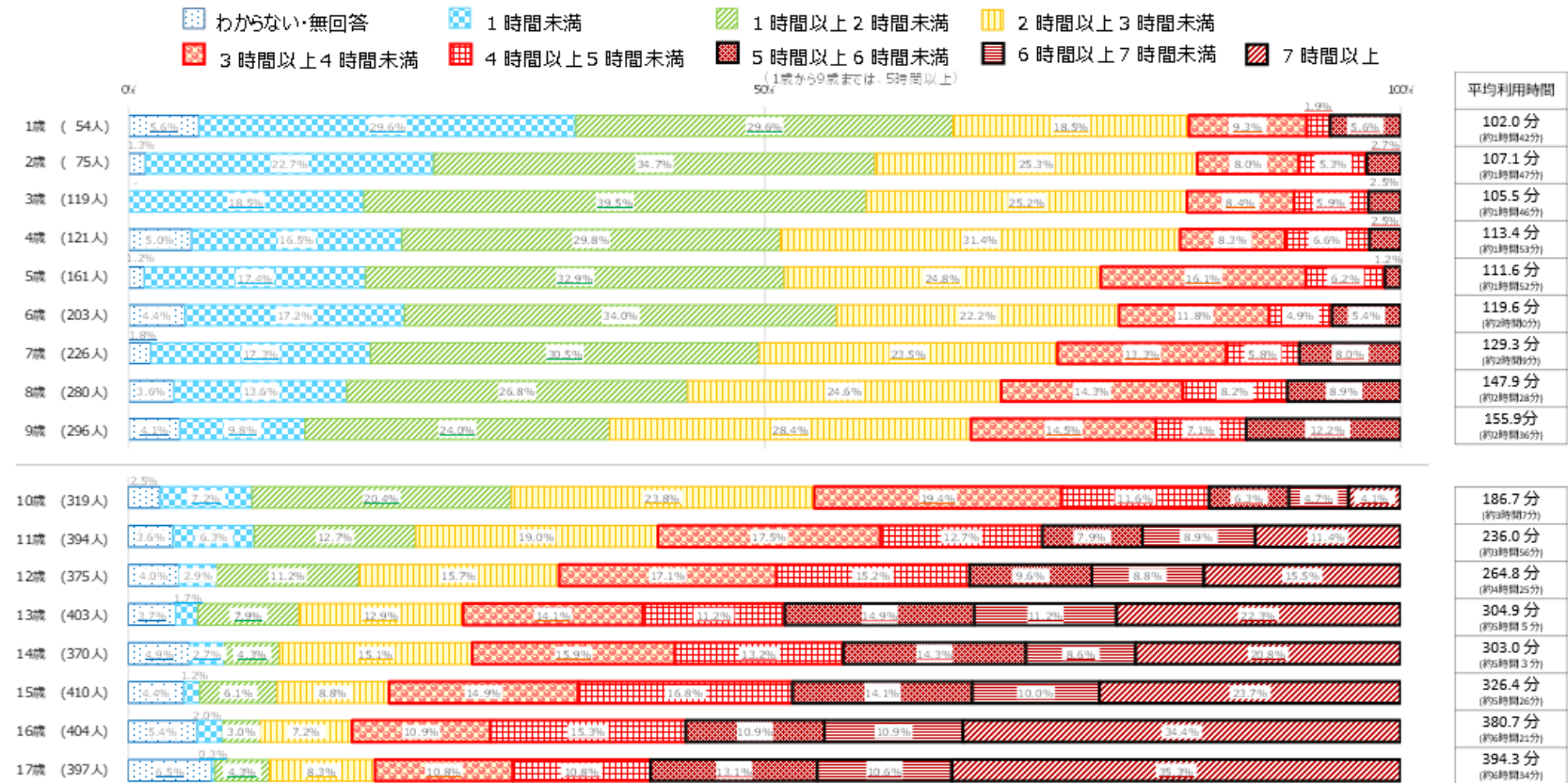


※（人）の数字は回答者数を示す。（青少年 Q2）

こどものインターネット利用状況について⑤

- インターネットの平均利用時間は、年齢とともに増加傾向だが、0～6歳のこどもであっても、平均して100～120分程度インターネットを利用している状況。
- 中高生年代になると、1日平均300～400分程度インターネットを利用している。

インターネットの利用時間（年齢別・利用機器の合計／平日1日あたり）



(注1) 平均利用時間は、「使っていない」は0分とし、「わからない」「無回答」を除いて平均値を算出。

(注2) 「利用機器の合計」の利用時間は、青少年及び低年齢の子供の保護者が回答した各機器の利用時間を合算したものの、0歳(7人)は、回答数が少ないため図示しない。

(注3) 青少年は本人に、低年齢層の子供は保護者に対して調査した結果であるため、直接比較することはできない。 ※ (人)の数字は回答者数を示す。(青少年 Q4-1、低年齢層の子供の保護者 Q4-1)

こどもの被害パターンの整理

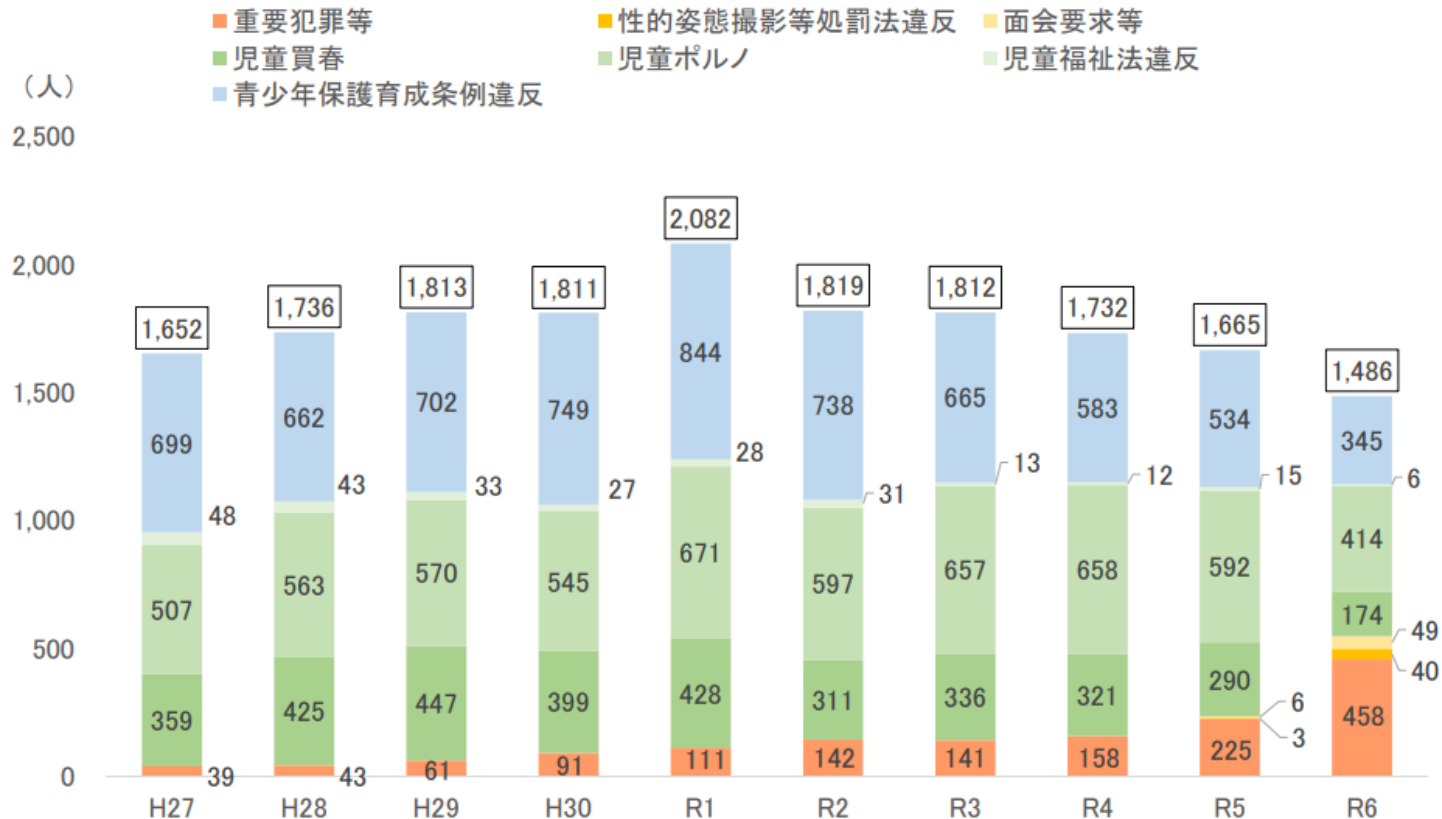
- こどものインターネット利用にかかる被害パターンを整理すると以下のとおり。
- それぞれの被害パターンに対して、実態を把握した上で打ち手を検討する必要がある。

		被害		
加害者 (大人)	【有害な行為に遭うーコンタクトリスク】			
	例	<p>A セクストーション、闇バイト、オンラインカジノ等金銭トラブルを伴う犯罪に巻き込まれる (こども側のアクション：性的画像や個人情報の送信)</p>	例	<p>B こどものアカウントや投稿等に対する性的なアプローチ、ディープフェイクポルノの作成・拡散、性的画像の要求(セクスティング)、など</p>
こどもの送信リスク				
加害者 (こども)	【有害な行為を行うーコンダクトリスク】			
例	<p>C ネットいじめ (グループチャット内での誹りや冷やか、性的画像の要求・脅迫(セクスティング)、ディープフェイクポルノの作成・拡散 等)</p>			
加害者 (不明)	【有害な情報・コンテンツー受信リスク】 【有害な仕組みー横断的リスク】			
	例	<p>D 「有害な可能性のある」情報やコンテンツがネット上に氾濫しており閲覧してしまう</p>		
		<p>E 長時間利用や、アルゴリズムに基づくSNSや生成AIチャットボット等特有の情報フィードによる心身への悪影響(例：ネット依存、摂食障害等精神疾患、学習能力の低下等)</p>		
		<p>F オンラインゲームやサブスクリプション、アプリ上等の課金トラブル、ステマ広告誤認等</p>		
	<p>G オーバードーズ等自傷行為・自殺、危険なチャレンジ等につながりうるSNS上の有害なやり取り</p>			

こどものインターネット利用状況に伴う被害等実態について①-1

- SNSに起因する事犯の被害児童数の推移をみると、近年は減少傾向だが、**年間1,000人以上の被害者が存在**。ただし、特に**重要犯罪等の被害は増加傾向**。

警察庁資料 【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移

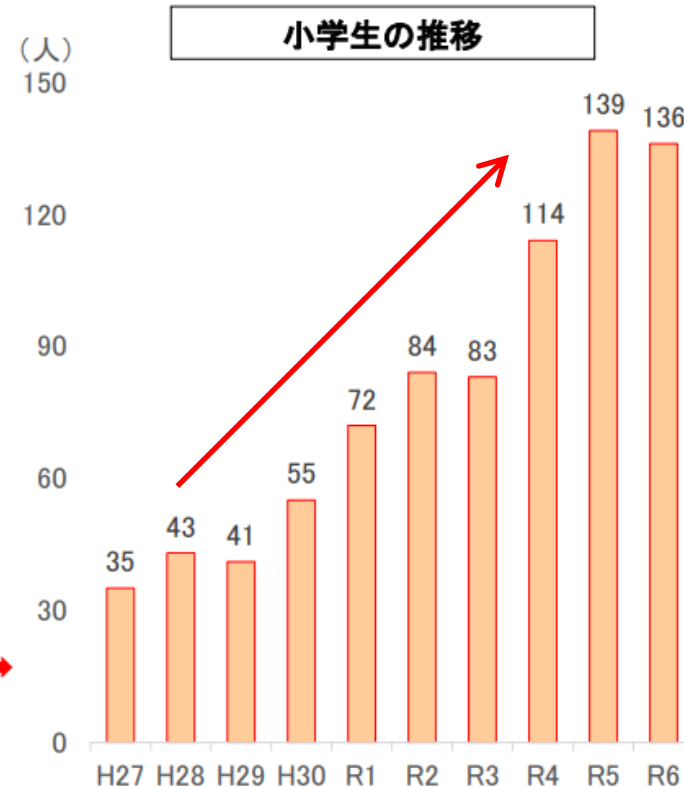
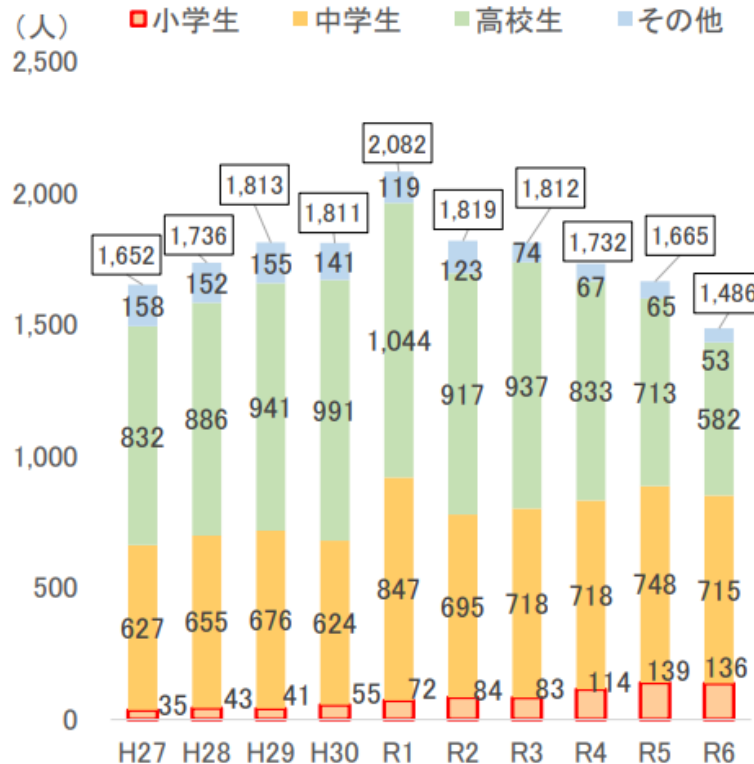


※ SNSとは、本統計では、通信(オンライン)ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
 ※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

こどものインターネット利用状況に伴う被害等実態について①-2

- スマホ等利用の低年齢化に伴い、SNSに起因する事犯の被害児童数のうち、**小学生が平成27年に比べて3倍以上に増加**している。

警察庁資料 【SNSに起因する事犯】学職別被害児童数の推移



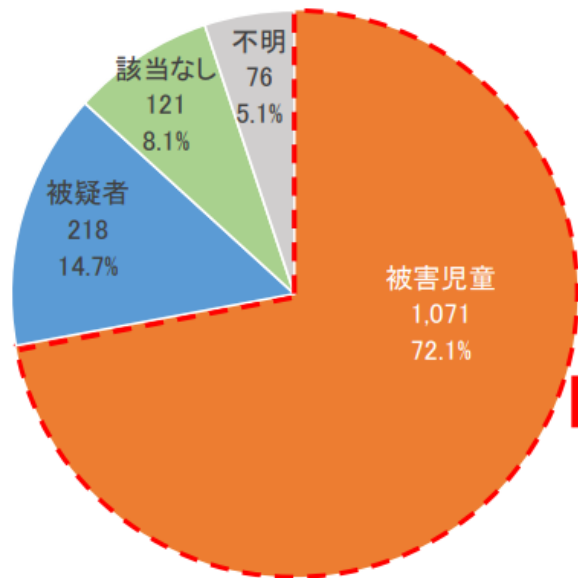
※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
 ※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

こどものインターネット利用状況に伴う被害等実態について②-1

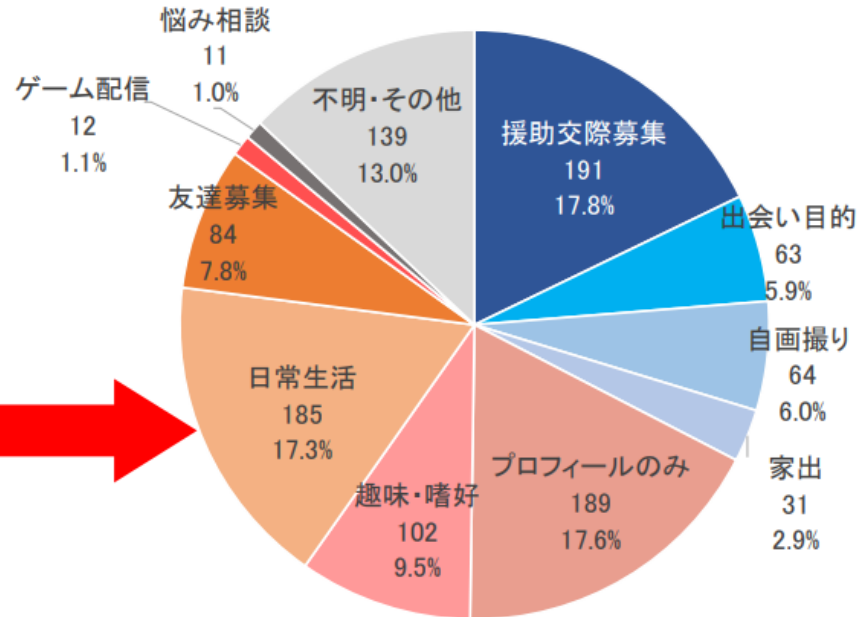
- SNSに起因する事犯の最初に投稿した者、またその投稿内容を見ると、**多くが被害児童からの投稿（約70%）**。
- その内容については、プロフィールのみ（約18%）や、趣味・嗜好（約10%）、日常生活（17%）等、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えられないものが一定数存在。
- こどもにとって、**気軽にSNSを活用する場合であっても、結果として重大な犯罪被害に巻き込まれるリスクが存在。**

警察庁資料 【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳

最初に投稿した者



被害児童(1,071人)の投稿内容の内訳



※ 「該当なし」とは、ランダム通話等

※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意

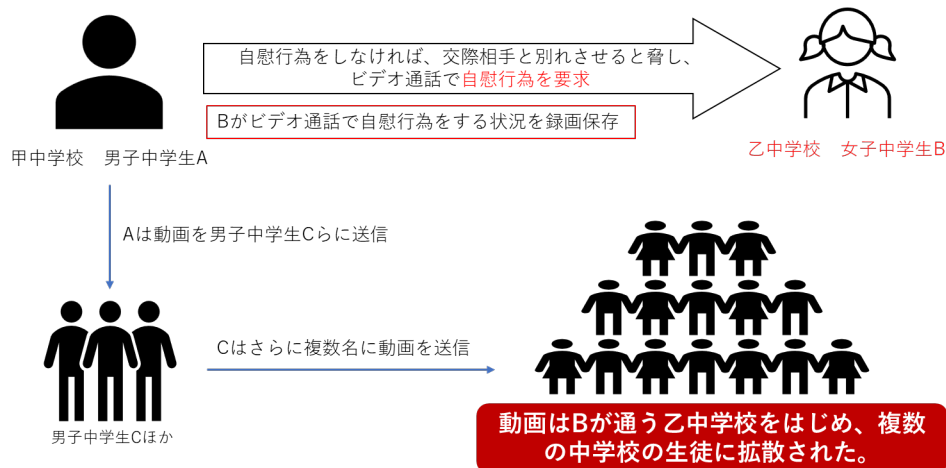
わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪

※ 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

こどものインターネット利用状況に伴う被害等実態について②-2

- 動画の拡散等を通じて発覚した場合には、個別法適用で検挙されることになるが、大人に加えて、子ども自身が加害者になる事例も多くあり、こうした事態が生じないよう未然防止策が必要。

① 交際関係解消をたてにした児童ポルノ事件



※動画を拡散したA及びCを児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙

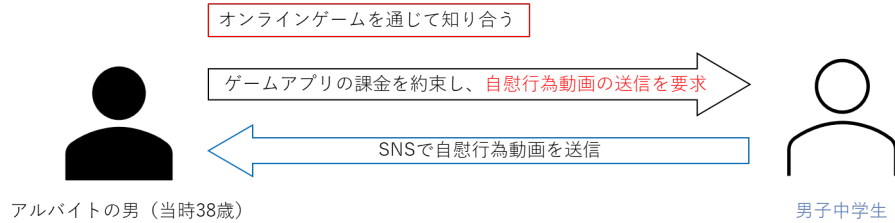
② なりすましアカウントを使用した児童ポルノ製造事件



※陰部の写真を送信させたAらを児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙

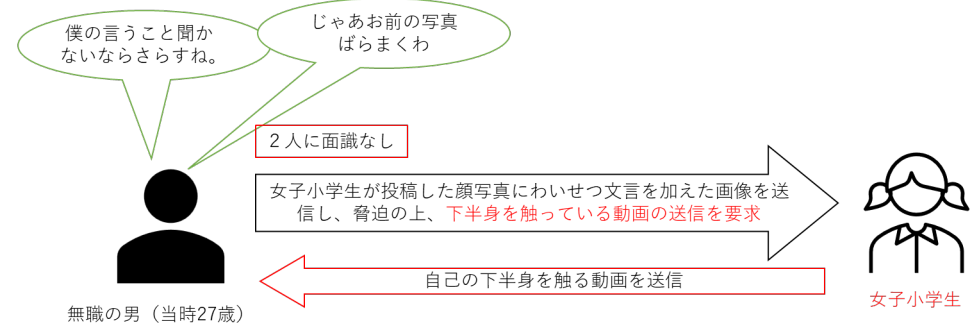
こどものインターネット利用状況に伴う被害等実態について②-3

① ゲームアプリの課金を約束した児童ポルノ製造等事件



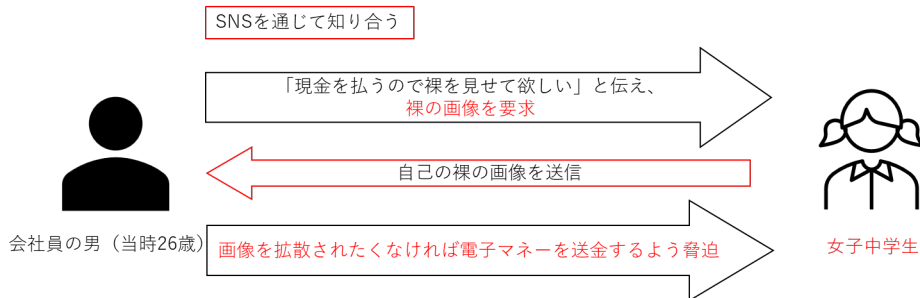
※16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪、性的姿態撮影罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙

③ SNS上の画像を悪用した児童ポルノ製造等事件



※16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙

② 裸の画像を送らせて、さらに脅す等した児童ポルノ製造等事件



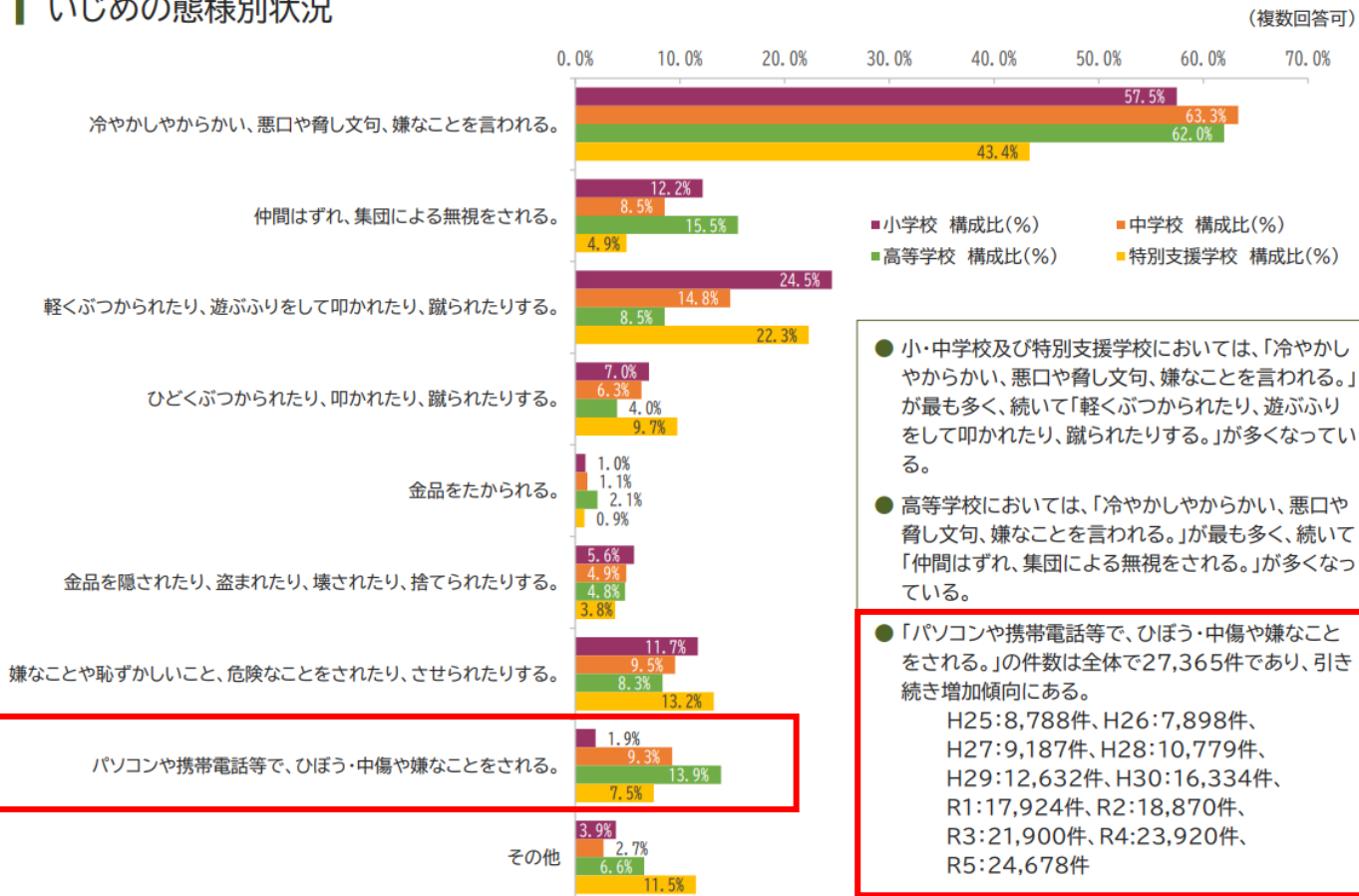
※16歳未満の者に対する映像送信要求罪、不同意わいせつ罪、性的姿態撮影罪、児童買春・児童ポルノ禁止法違反及び恐喝罪で検挙

こどものインターネット利用状況に伴う被害等実態について③

- いじめの態様についてみると、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も高い一方で、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」ケースも特に高等学校において多く発生している（約14%）。
- こうしたインターネットを通じたいじめは、5年間で1.5倍程度まで増加（H30：約16,000件→R5：24,000件）。

文部科学省資料 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

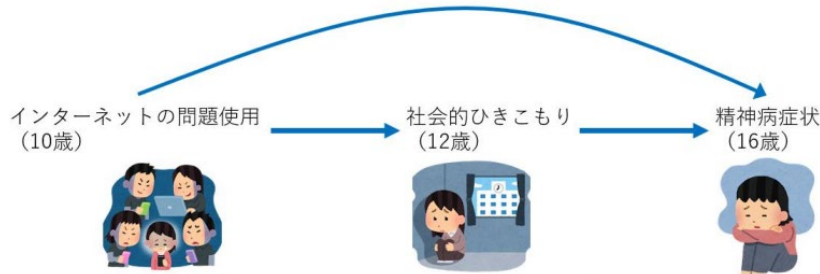
いじめの態様別状況



こどものインターネット利用状況に伴う被害等実態について④

- 一部の研究において、インターネット利用の不適切使用や、インターネットの使用頻度の高さが、こどもの心身に対して悪影響を及ぼす可能性が指摘されている。

思春期におけるインターネットの不適切使用が精神病症状および抑うつリスクを高めることを確認（国立精神・神経医療研究センター、東京大学、東京都医学総合研究所）



先ずインターネットの不適切使用が社会的ひきこもりにつながり、次に社会的ひきこもりは精神病症状につながる。自分が思うような社会的つながりや適切なサポートが得られないことで、このようなリスクが高まると考えられる。

2002年から2004年に生まれた未成年3171人について、10歳、12歳及び16歳時点でのインターネットの不適切使用と、16歳時点での精神病症状及び抑うつとの関連を調査。

インターネットの不適切使用が、精神症状と抑うつリスクを高めることが示された。例えば12歳時におけるインターネットの不適切使用は、16歳時の精神病症状を1.65倍、抑うつを1.61倍に増加。男女差では、抑うつリスクは女性の方が大きく加算された。また、インターネットの不適切使用と精神病症状の関連のうち、9.4%～29.0%は社会的ひきこもりによって媒介されていた。

<https://www.ncnp.go.jp/topics/detail.php?@uid=j9KAAvLgVWnXmFfT>

引用元（国立精神・神経医療研究センター、東京大学、東京都医学総合研究所）

※公表情報より、こども家庭庁が作成

「224人の子の脳」3年追って見えたスマホの脅威
成績が低下してしまう真の要因はどこにあるか（東洋経済オンライン）

仙台市在住の5歳から18歳の児童・生徒224名の3年間の脳発達の様子をMRI装置を使って観察。

インターネット習慣が多いことが原因で大脳灰白質体積の増加（発達）に遅れが認められた。大脳灰白質体積の増加は、脳活動がより高度に成長していくことにつながっているが、成長に伴う大脳灰白質の発達に抑制がかかっている。身体でたとえれば、成長期子どもたちの身体の発達が3年経過してもほとんど認められないのと同じ。

インターネット使用の頻度が高いと、大脳灰白質や小脳内を結ぶほとんどの神経線維の発達に悪影響が出る。

インターネット習慣の頻度が高いと、3年の間に言語性知能が低下することもわかった。

スマホが破壊していたものは、「学力」ではなく、「脳」そのものであった可能性が高い。

<https://toyokeizai.net/articles/-/403770> 引用元（東洋経済オンライン）

SNSを通じた危険なやり取り

- SNSでは「今日これだけODをした」などの投稿がたくさんある。自傷・自殺はSNSの影響を大きく受けているケースが多い。SNS上で、同じ悩みを抱えている子がODや自傷でコーピング（対処）しているということを知って、これらの行為へのハードルが下がる。
- SNSが集団OD・自殺をするための出会いの場にもなっている。薬や自傷の画像は影響力が大きいので、SNS等で見れないようにしてほしいと思う。
- 生成AIチャットボットも、希死念慮を増長させる一つの要因にもなっている。自分の気持ちを肯定的に認めてもらえることから依存してしまう。
- OD等の自傷・自殺未遂で緊急搬送される件数は急増中。SNSやAIチャットボットによってこれからさらに増えるだろう。
- ネット情報が摂食障害の発症のきっかけかどうかはわからない（誘発因子かどうかはわからない）が、増強因子にはなり得る。
- 一方、辛い気持ちを共有することでSNS等に救われている子供がいることも事実であり、ただ取り上げることは解決策ではなく、子供の辛さをどこで受け止めるかまで議論すべきである。

（ヒアリングより）

東京医科大学精神医学分野 主任教授 榎屋二郎氏

非公表
（構成員限り）

（実例：X）サイレースのODによって舌が青い様子を投稿するもの

（実例）SNS上でみられる、ODのために薬のやり取りを求める投稿やリストカットの投稿等

こどものインターネット利用状況に伴う被害等実態について⑥-1

● 昨今の報道概要は以下のとおり。

①リスクの多様化への対応（青少年インターネット環境整備法）

海外	241130_日経2面_子どものSNS、各国制限
	251004_読売3面_SNS年齢制限「表現の自由」の壁
	230920_NHK_英 ネット上の有害情報から子どもを守るための法律が成立へ
	231110_日経(夕)3面_YouTubeとTikTok 欧州委が調査
	231111_日経12面_メタとスナップも調査 欧州委、ユーチューブに続き
	250918_日経1面_EU、SNS規制法提出へ
	251004_読売1面_米、子供のSNS規制拡大
	240126_東京(夕)6面_ソーシャルメディア 子ども禁止法案可決 米フロリダ州
240911_朝日9面_豪首相、子どものSNS禁止法案	
関連法	231118_読売11面_日本の共同規制 弱い実行性
地方条例	250601_NHK_性的ディープフェイク」条例改正で行政罰導入方針 鳥取県

②リスクの多様化への対応（民間企業等による自主的な取組）

インスタ取組	240111_朝日6面_インスタ有害投稿18歳未満閲覧制限
	250122_読売29面_メタ国内導入 有害情報から保護 13~17歳 インスタ1日1時間

③コンテンツ・リスク（アダルト広告等）

アダルト広告	241025_毎日新聞6面_アダルト広告への意見
--------	--------------------------

④コンダクト/コンタクト・リスク（闇バイト、いじめ、セクスティング）

闇バイト	241204_時事通信_闇バイト応募者、保護125件 10~20代が7割—警察庁:
	241217_朝日新聞デジタル_中3男子がクリスマスのため闇バイトか
いじめ	240216_毎日22面_SNSで中傷中3自殺
性被害 (セクステーションなど)	230730_東京16面_新たに罰則化グルーミングって? 性目的子どもでなづけ_
	231125_日経43面_性的画像送らせ金品要求
	240311_朝日26面_子どもへの性暴力第9部加害を考える 寂しさ募り出会い系アプリへ

⑤消費者関連リスク

課金	231206_読売新聞_親のクレカで30万円超の「投げ銭」、初回だけ格安の化粧品購入…小中高生の消費トラブル増で相談相次ぐ_
	231214_東京8面_スマホ課金 親子でルールを
	251004_産経1面_10歳が460万円課金 提訴へ

⑥横断的リスク（生成AI等）

DFP	231009_日経17面_いまを解き明かす「うちの子見て♡」が危険招く_
	250706_東京新聞_卒アル悪用、性的加工し拡散
自殺	250918_読売7面_米若者自殺 AIが指南か

⑦横断的リスク（低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム）

低年齢化、 長時間利用、 依存	240401_東京4面_ネット利用増小学生3時間46分 国調査
	230326_東京20面_ネット依存コロナ禍の子どもたち
	230529_読売28面_脳の成熟「本能」先行
メンタル	230524_ネット記事_未成年のSNS利用「深刻な影響」に警鐘_米医師総監
瘦身願望	231026_朝日3面_「若者に悪影響」メタを提訴
視力低下	231129_日経46面_視力1.0未満の子 最多
アルゴリズム	230529_読売1面_小5「バナナ320本で死ぬ」「都市伝説」妄信6時間
	230704_読売(夕)1面_SNSに偏り 認識4割
	231107_朝日(夕)8面_13歳 TikTok見続けたら—有害コンテンツ 表示次々
OD	231004_読売(夕)9面_薬物過剰摂取女性が8割
	231218_毎日23面_「トー横」29人—斉補導
(大麻)	230804_読売29面_大麻乱用 若者に蔓延
(中学生の意見)	230908_朝日14面_小学生のスマホ大人も考えて

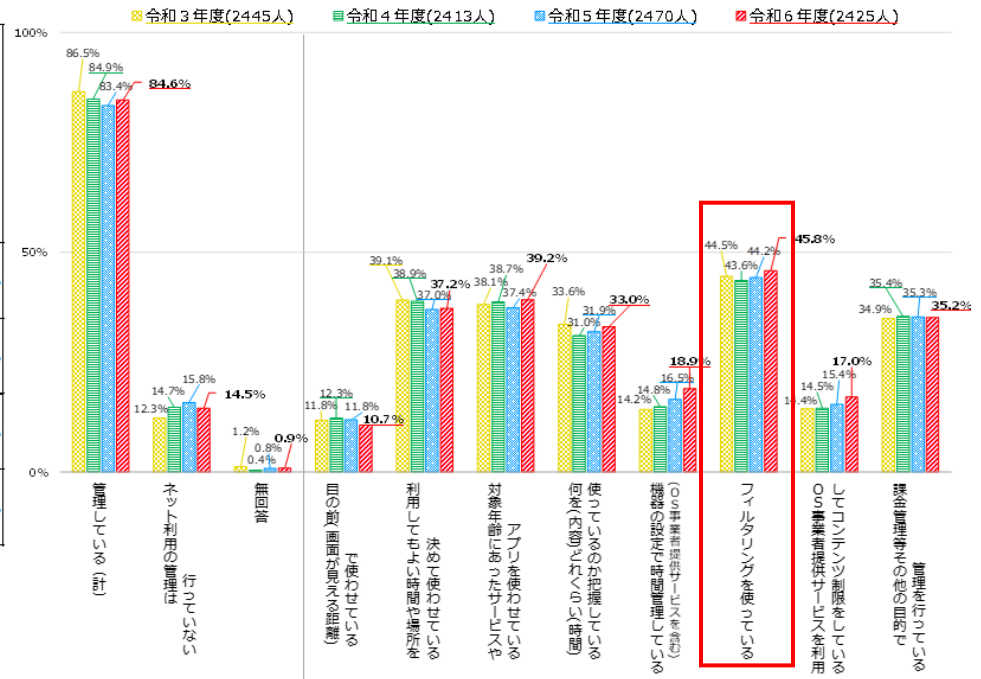
フィルタリングやペアレンタルコントロール機能の利用率①

- 多くの親がインターネット利用の「管理している」と回答している一方で、
 - ・利用してもよい時間や場所を決めて使わせている（約37%）
 - ・対象年齢にあったサービスやアプリを使わせている（約39%）
- であり、フィルタリングサービス（あんしんフィルターなど）の利用率は、半数程度にとどまる（約46%）。
- この割合は5年間でほぼ横ばい。

青少年の保護者の取組（スマートフォン/令和6年度）

	管理している (計)	ネット 利用の 種類を 制限 している	利用 時間 を 制限 している	利用 場所 を 制限 している	利用 時間 や 場所 を 決めて 使わせて いる	対象 年齢 にあ った サー ビス や ア プ リ を 使 わ せ て い る	何 を 入 力 し て い る こ と を 制 限 し て い る (<small>フィルタリングサービス</small>)	何 を 入 力 し て い る こ と を 制 限 し て い る (<small>フィルタリングサービス</small>)	フィルタリングを使っている	OS 事業 者 提 供 の サ ー ビ ス を 利 用 し て い る (<small>あんしんフィルター</small>)	ペア レン タル コ ン ト ル 機 能 を 利 用 し て い る
総数 (2425人)	84.6%	14.5%	0.9%	10.7%	37.2%	39.2%	33.0%	18.9%	45.8%	17.0%	35.2%
小学生・保護者 (10歳以上) (467人)	95.1%	3.4%	1.5%	22.7%	56.7%	47.5%	54.0%	28.7%	52.7%	19.9%	35.3%
中学生・保護者 (993人)	91.0%	8.2%	0.8%	10.4%	46.7%	45.1%	38.4%	24.7%	52.3%	21.1%	38.1%
高校生・保護者 (952人)	73.4%	25.9%	0.6%	5.4%	18.2%	29.4%	17.5%	8.4%	36.0%	11.6%	32.2%

青少年の保護者の取組の経年比較
(スマートフォン/令和3年度から令和6年度)



(注) 子供が「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年の保護者をベースに集計。

※ (人) の数字は回答者数を示す。(青少年の保護者 Q4-1)

フィルタリングやペアレンタルコントロール機能の利用率②

- 年齢別にペアレンタルコントロールの実施状況を見ると、小学校高学年で最も高く、それよりも低い年齢層及び高い年齢層では低下傾向。特に未就学だと、30%はペアレンタルコントロールを実施していない。
- ペアレンタルコントロールの内訳をみても、「スマートフォンは親がいるところだけで使うように約束している」が最も高く、フィルタリングサービスの利用は半数程度にとどまる。特に未就学の場合は20%程度と顕著に低い。

我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールの効果的な啓発に関する調査
(総務省 2023年7月) ※委託先：学校法人国際大学

図表 2.26 ペアレンタルコントロールの実施状況 (年齢別)

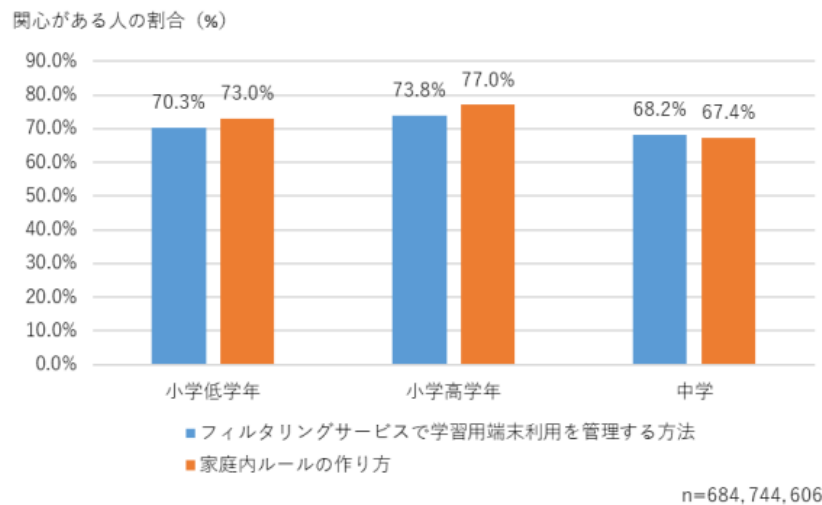
ペアレンタルコントロール	小学		中学	高校	
	未就学	低学年			
利用時間に関する約束をしている	44.5%	56.6%	59.9%	51.0%	21.9%
情報の取扱いに関する約束をしている	15.3%	33.9%	52.6%	60.5%	42.1%
何かあった時必ず相談する約束をしている	21.1%	42.6%	60.5%	61.2%	47.7%
友達の登録は知っている人だけにしよう約束をしている	14.8%	37.0%	59.5%	56.4%	35.5%
投稿内容に関する約束をしている	14.1%	31.4%	52.3%	57.0%	38.8%
スマートフォンは親がいるところでだけ使うように約束している	55.0%	45.0%	30.6%	21.3%	7.9%
お金に関する約束をしている	17.6%	40.4%	54.0%	57.1%	45.9%
フィルタリングサービスを使って子どものスマートフォン利用状況を確認している	19.1%	37.4%	48.8%	46.3%	20.4%
フィルタリングサービスを使って子どもが使えるアプリ・サービスを制限している	22.3%	46.2%	55.7%	55.3%	28.6%
少なくとも1つを実施している	71.1%	83.2%	86.9%	84.2%	69.2%

n=1549, 1170, 1186, 1185, 1185

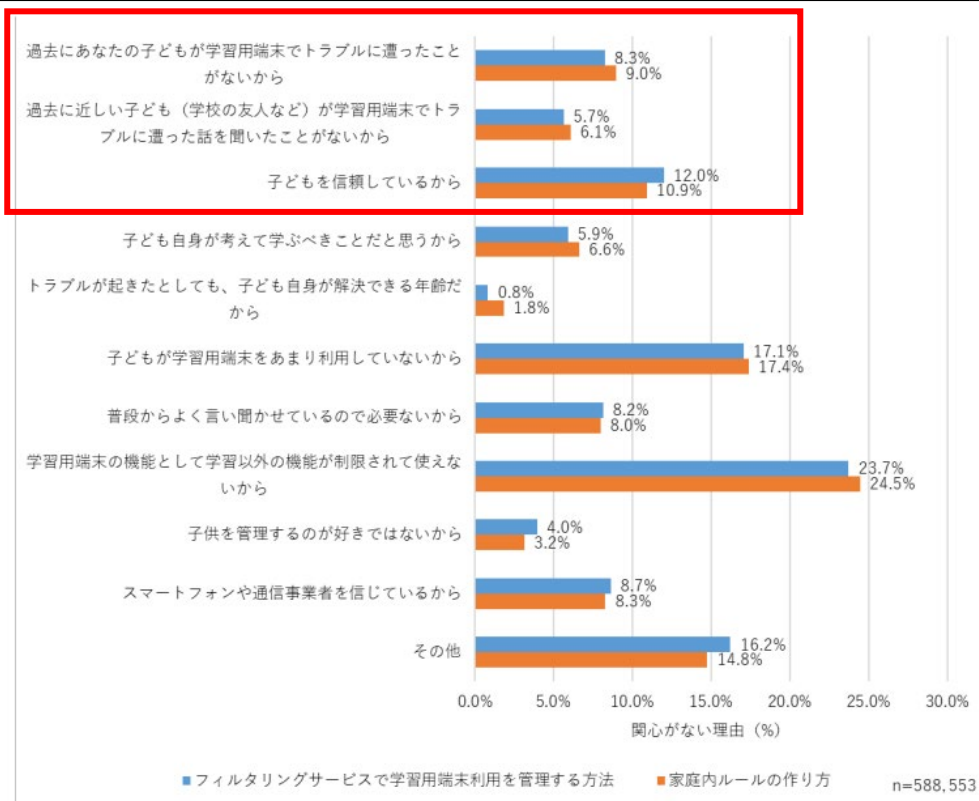
こどものインターネット利用状況にかかる実態（保護者の意識）について①

- 保護者の関心についても、小学校高学年のこどもを持つ親で高く、中学生のこどもを持つ親で低い傾向。
- その理由は、GIGA端末の機能が制限されているから等のほかに、過去に自分のこどもや、近しいこどもがトラブルに遭ったことがないからや、こどもを信頼しているからといった回答が多い。

我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールの効果的な啓発に関する調査
 (総務省 2023年7月) ※委託先：学校法人国際大学



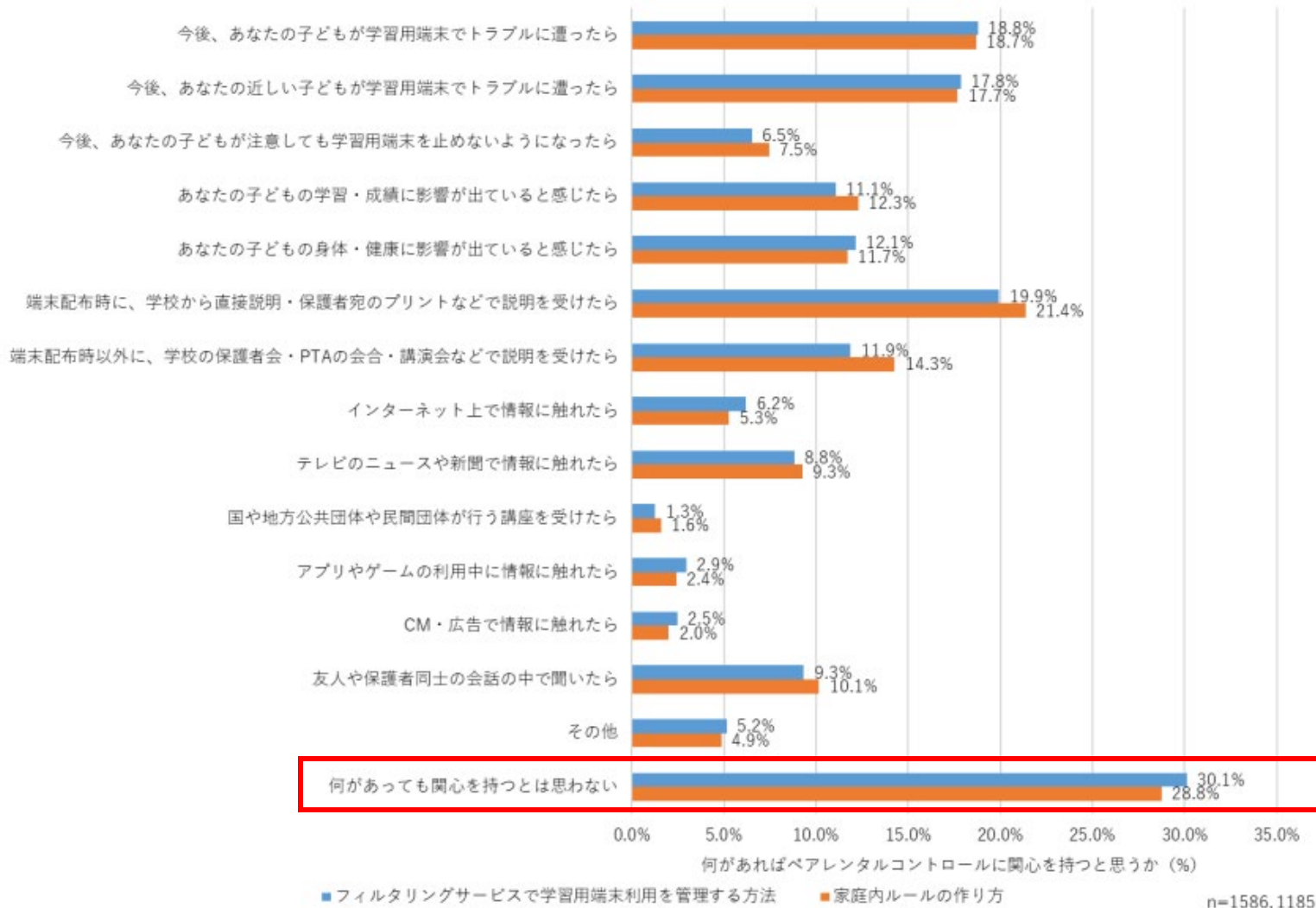
図表4.2 ペアレンタルコントロールに関心のある人（年齢別）



図表4.4 ペアレンタルコントロールに関心がない理由

こどものインターネット利用状況にかかる実態（保護者の意識）について②

- ペアレンタルコントロールに関心がない保護者のうち、「何があっても関心を持つとは思わない」割合が3割程度となっている。



図表4.5 何があればペアレンタルコントロールに関心を持つと思うか